

○総務省令第 号

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十六条の規定に基づき、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号から様式第六号までの様式中「㊦」を削る。

様式第七号中「㊦」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。